

平成28年度 7月期 居宅介護支援部会 議事録

日 時	場 所
平成28年7月25日(月) 午後6時～8時00分	こども支援センターげんき5階研修室3
出席者	
足立区福祉部地域包括ケアシステム推進担当課 江連課長	足立区基幹地域包括支援センター地域福祉課 結城課長
足立区福祉部地域包括ケアシステム推進担当課 小木曾係長	居宅支援事業所127事業所 173名 参加
本 日 の 次 第	
1. 部会長あいさつ 居宅介護支援部会 部会長 鶴沢氏 (ハートぼっぼ)	
2. 介護予防・日常生活支援総合事業について	
3. 事務連絡	
部 会 の 内 容	
1.挨拶 部会長 鶴沢氏	
①熊本の震災の義援金 7月5日の足立朝日に掲載されました。	
②キャラバンメイト まずは包括職員と一緒に企画の立て方や講義の進行について学んで下さい。 年度末にはキャラバンメイト研修を受講した居宅のケアマネさんだけで講座を実践できるよう行政も期待しています。	
③「認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業 Bグループに配属された方も入力作業が9月から始まります。 実施主体から別途案内が来ますのでご確認ください。	
④主任ケアマネの「実践要件」「資質要件」に居宅部会も関係してきます。詳細は主任ケアマネ連絡会準備委員会で協議中。順次ご案内します。	
⑤総合事業が始まりますが、あくまで地域包括ケアシステム構築の一環として、具体的な取り組みの一つがようやくスタートライン立ったのだと、 全体を捉える視点を忘れないよう気を付けたいと思います。その為にもまずはこの総合事業を、混乱を最小限に抑えてスタートが切れるよう 皆で学習していきましょう。	
⑥8月24日(水) 午後19時～区役所13階A会議室にて 勉強会 「地域包括ケアシステムについて」 講師:基幹地域包括支援センター 和田課長 総合事業の詳細説明とは違うのでお間違えのないように。	
2.介護予防日常生活支援総合事業について	
①資料を基にケアマネジメントにかかわる部分を中心に説明(資料参照) ②事前質問に対する回答・解説(資料参照)③質疑応答	
質問1	9月10日号のあだち広報と総合事業のパンフレット作成と聞きましたが、それを活用して利用者さんにご説明すればよいのですか？
回答1	あだち広報半ページ程度(予定)を使って掲載されます。パンフレットは15,000部作成予定です。
質問2	要支援2でデイサービス週1回の方が、事業対象者となって総合事業の通所型(A5、A6、A7)を希望したら、週1回の単価で デイサービスへ行けるのですか？
	さらに、要支援1でも総合事業の通所型(A5、A6、A7)利用の場合、週2回の単価でデイサービスへ行けるのですか？
回答2	事業対象者の支給限度額は要支援1相当です。適切なアセスメントのもと必要性があれば行けますが、その財源は総合事業の財布から 後期高齢者は増えています。ただ単に時間を持て余している。お金もあるということだけで週2回利用できるということではありません。
質問3	H28.10月以降は旧要支援者でもサービスAの利用が可能とのことだが、それで進めてよいのか？
回答3	どのような段取りで移行するべきかは現在、他の部会とも協議中なので、今後示していければと思います。
質問4	事業対象者との契約はどうなっていますか？
回答4	事業対象者と地域包括の契約。地域包括と委託事業者の契約があります。予防給付と総合事業の両方をカバーする予定です。
質問5	要支援2で、総合事業(Aコードのサービス)を使っていた人が、予防給付の福祉用具や訪問看護を利用する場合はどうなりますか？
回答5	要支援者であれば、予防給付と総合事業の両方を利用できます。事業対象者は総合事業(訪問型または通所型)しか利用できません。
質問6	旧要支援者が10月以降に訪問型サービスあるいは通所型サービス(Aコードのサービス)を利用開始した後に、必要性があれば 訪問看護や用具レンタルなど従来通りの予防給付のサービスは併用できるのか？
回答6	予防の認定があれば(要支援者であれば)、その併用は可能です。事業対象者は総合事業(訪問型または通所型)しか利用できません。
3.事務連絡	
次回 8月25日(木) 18時～ こども支援センターげんき 5階研修室3 平成28年度 地域ケア会議「大会議報告会」です。	